

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成25年11月11日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

家具転倒防止器具取付支援事業委託（概算契約）

(2) 業務内容

本業務は「世田谷区家具転倒防止器具取付支援事業実施要綱」に基づいて地震災害時に高齢者及び障害者等の安全を確保するために、居住内の主たる居室に存する家具の転倒防止を図るため、家具転倒防止器具の取り付け作業等を行なう。

- ① 費用の見積もり調査に関する業務
- ② 器具取付作業等に関する業務
- ③ 家具転倒防止器具取付支援事業に関する周知

(3) 履行期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項の措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去1年以内に世田谷区と同程度の自治体から、委託や協働による同種又は類似の業務を受託した経験を有する法人であること。
- (4) 世田谷区内に事務所を有する法人であること。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 法人事業税、法人税・消費税及び地方消費税に滞納がないこと
- (7) 建設業法第27条の2に規定する1級又は2級の建築施工管理技士の資格を有するものを業務責任者として配置できること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業の理解度 区の現状と事業目的が理解されているか。
- (2) 実施体制 業務を行うにあたり、人員の数や配置、家具転倒防止器具仕入先の体制は整っているか。
- (3) 個人情報の取り扱い 個人情報保護に対する取り組みが十分であるか。社員への十分な教育がされているか。
- (4) 対応力 区民に対する事業説明能力や苦情対策、器具の取付説明など、区民への対応が誠実で適切であるか。

- (5) 独自性 サービス向上のために、工夫された取り組みがされているか。
- (6) 取り組み意欲 取り組み意欲が強く感じられるか。
- (7) 実施スケジュールの的確性
見積調査や器具取付工事の実施、完了検査の体制など、実施スケジュールに無理はないか。
- (8) 実績 これまでの同種・類似の事業実績があるか。
(自治体関係の実績は必須)
- (9) 見積額 器具の種類・単価、設置経費等の額は妥当か。

5 手続等

- (1) 担当部課 世田谷区都市整備部建築調整課耐震促進 (区役所第1庁舎4階)
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2468 (直)
fax 03-5432-3036

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
期 間 平成25年11月11日(月)～11月25日(月)17時まで
(ただし土曜日、日曜日除く)
場 所 上記(1)に同じ
方 法 希望者に無償配布する

- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
期 限 平成25年11月25日(月)17時まで
場 所 上記(1)に同じ
方 法 持参に限る

- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
期 限 平成26年1月6日(月)17時まで
場 所 上記(1)に同じ
方 法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
有(同一事業 平成27年度及び28年度)
ただし、予算配当を要件とし、契約の履行状況等により随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる
- (7) 詳細は説明書による。